

議案第13号

町田市教育委員会文書管理規程の一部を改正する規程について

上記の議案を提出する。

2020年8月7日提出
町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

教育長による電子決裁の実施に伴い、書面起案方式の対象となる事案等を改めるため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市教育委員会文書管理規程を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

教育長による電子決裁の実施に伴い、書面起案方式の対象となる事案等を改めるため、改正するものです。

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

(1) 書面起案方式の対象となる事案に関する規定を改めます。(第15条関係)

(2) 起案文書の審査に関する規定を改めます。(第16条の2関係)

3 施行期日

令和2年7月1日から適用します。

町田市教育委員会文書管理規程の一部を改正する規程

町田市教育委員会文書管理規程（平成17年7月町田市教育委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(事案の起案と決定)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、書面起案方式（起案書に事案の内容その他所要事項を記載することをいう。以下同じ。）により起案を行う。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) <u>秘密の取扱いを必要とする事案</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、主管課長が事務処理の効率化その他の理由により書面起案方式で起案することが特に必要であると認める事案</u></p> <p>4～6 略</p> <p>(起案文書の審査)</p> <p>第16条の2 起案文書<u>(電子起案方式によるものを含む。以下同じ。)</u>の審査を行うため、各部に文書管理者及び文書主任を置く。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 文書管理者及び文書主任は、部の起案文書のうち、教育長の決裁を受ける事案について、主管課長の決裁後に、前条第2項第2号から第8号までに掲げる事項に関し審査する。ただし、次に掲げる起案文書については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 町田市支出負担行為手続規則（昭和39年4月町田市規則第12号）第3条に規定する<u>支出負担行為書</u></p>	<p>(事案の起案と決定)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、書面起案方式（起案書に事案の内容その他所要事項を記載することをいう。以下同じ。）により起案を行う。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) <u>教育長の決裁を受ける事案のうち特に重要なもの</u></p> <p><u>(4) 書面による資料等が添付されている事案</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、主管課長が事務処理の効率化等の観点から合理的であると認めた事案</u></p> <p>4～6 略</p> <p>(起案文書の審査)</p> <p>第16条の2 起案文書の審査を行うため、各部に文書管理者及び文書主任を置く。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 文書管理者及び文書主任は、部の起案文書のうち、教育長の決裁を受ける事案について、主管課長の決裁後に、前条第2項第2号から第8号までに掲げる事項に関し審査する。ただし、次に掲げる起案文書については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 町田市支出負担行為手続規則（昭和39年4月町田市規則第12号）第3条に規定する<u>支出負担行為決議書</u></p>

(3) 略

6 文書管理者及び文書主任は、前項本文の規定により審査を行ったときは、電子起案方式にあつては総合文書管理システムに審査した旨を電磁的に表示し、及び記録し、書面起案方式にあつては起案書に審査した旨を署名する。

7・8 略

(3) 略

6 文書管理者及び文書主任は、前項本文の規定により審査を行ったときは、起案書に審査した旨を署名するものとする。

7・8 略

附 則

この規程は、公表の日から施行し、改正後の町田市教育委員会文書管理規程は、令和2年7月1日から適用する。